

東と弁往來

第61回 須崎ひまわり基金法律事務所



高知弁護士会会員
加藤 麗香 (68 期)

新潟県新潟市出身。2015年12月、弁護士登録、東京弁護士会入会。弁護士法人東京パブリック法律事務所を退任後、2017年2月に、高知弁護士会に登録換え、現事務所に着任。現在に至る。

須崎ひまわり基金法律事務所
(高知県須崎市)

1. はじめに

私は、2015年12月に当会にて弁護士登録し、弁護士法人東京パブリック法律事務所で、先輩方のご指導のもと、1年間の養成を受けました。東京パブリック法律事務所は、司法ソーシャルワークの実践やアウトリーチの活動にも積極的に取り組んでいる公設事務所です。様々な事件を経験させていただきましたが、事件処理の方法や知識だけでなく、弁護士として、一つ一つの事件と真摯に向き合うことの大切さを学ばせていただきました。

2. 須崎市について

養成期間を終え、私は、2017年2月に、高知県須崎市にある須崎ひまわり基金法律事務所へ赴任させていただきました。

須崎市は、高知県の中西部に位置する人口約2万2000人の町です。いまや世界に活躍の場を広げるゆるキャラ「しんじょう君」は、須崎市の公募で生まれたマスコットキャラクターですが、市街地の随所に、しんじょう君のかわいらしい姿を見つけることができます。

須崎市には、海も山も川もあるので、夏は海水浴や

釣り、川遊びやキャンプを楽しむことができます。ミョウガの栽培や漁業もさかんです。高知市へのアクセスもよく、2年間で須崎市で過ごして、大変暮らしやすい地域であると感じています。

3. 活動内容について

(1) 法律相談・受任事件について

受任事件の類型は、債務整理事件や家事事件の割合が多いですが、東京での養成時代と比べると、不動産にまつわるご相談が多い印象です。その内容も多様で、明渡請求のみならず、境界にまつわる相隣関係のご相談や、相続登記未了のまま長年使用してきた土地について、遺産分割や時効取得等のご相談をうけることもあります。

また、赴任当初から、後見事件や破産管財人の事件も多く受任させていただいております。被後見人の転居の実施、後見制度支援信託の利用、破産管財人としての換価及び配当作業など、様々な経験を積むことができました。地域の特色として、農業や漁業を営む事業者の破産事件が多くありますが、破産管財人として、重機やビニールハウスを売却するなど、都市部ではなかなかできない体験もできました。

刑事事件については、2018年11月時点で支部管内の弁護士が3名ということもあり、身柄事件が立て込むときは大変ですが、ほとんどが最寄りの須崎警察署での留置になるため、支部管内の事件であれば、接見に苦労するということはありません。ただし、外国人の刑事事件に関しては、言語によっては、通訳人が高知県内に1人しかおらず、遠方から接見に来ていただくことになり、苦労した思い出があります。また、当事務所の所在する須崎支部の西部には、中村支部という別の



しんじょう君のデザインがあしらわれた土佐新荘駅

支部がありますが、中村支部の弁護士のみでは受けきれない同支部の国選事件や被害者参加弁護士としての支援を立て続けに受任することもありました。中村警察署と高知地方裁判所中村支部は、須崎市から車で片道1時間半以上かかる距離にあるため、迅速な対応が求められる刑事事件においては、接見や被害者との面談に大変な負担がかかります。須崎市に赴任して初めて、実感をもって、法律事務所の距離的・心理的な敷居の高さと、リーガルサービスをあまねく届けることの大変さを痛感し、まだまだ司法過疎の問題は解消できていないと感じました。

以上のとおり、事件の種類は様々ですが、事件数はそれ程多い地域ではなく、手持ち事件数が40件を超えるようなことはほとんどないです。一つ一つの事件にじっくり打ち込めるという点も、当事務所の特徴であり、コンスタントに新規の依頼を頂きますので、弁護士1名、事務局職員1名の当事務所においては、適切な規模での運営ができていくという印象です。

(2) 地域との連携活動・地元弁護士会での活動について

須崎市には、当事務所の他にも、設立から約12年の法テラス須崎法律事務所があり、両事務所とも、設立当初から、共同で講演会や無料法律相談会を実施し、地域の皆様へのリーガルサービスの普及に努めてまいりました。

その活動内容は幅広く、須崎支部管内の5町村の自治体をまわり、定期的に法律相談会を実施する「巡回法律相談」、弁護士が脚本・主演を務める寸劇を交えて相続や遺言の制度について解説する「相続遺言講演会」等を開催しています。相談会や講演活動を通じて、行政・福祉関係者の皆様や、地域の皆様と、楽しく触れ合わせていただいております。こうした活動が功を奏してか、当事務所に相談にいらっしゃる方のなかには、講演会や広報誌、回覧板を通じて当事務所の存在を知り、相談してみようと思ったという方



桑田山の雪割り桜



横浪黒潮ラインから望む太平洋

や、行政の窓口で紹介を受けて来所されたという方も多いです。

そして、行政の職員の方からも、気軽に声を掛けていただいたり、巡回法律相談の契約締結や講演会のご希望を頂いたりする機会も増えました。当事務所と法テラス須崎法律事務所の先代の方々が、長い年月をかけて築き上げてきた弁護士への信頼が、少しずつ、実を結んでいるのだと思うと、講演会や広報活動のみならず、日々の業務にも、大きなやりがいを感じます。

また、高知弁護士会の委員会活動にも、多数参加させていただいております。何より思い出深いのは、法教育委員会の委員として参加させていただいた、高校生模擬裁判選手権の活動です。部活や試験勉強の合間をぬって、真剣に課題に取り組む高校生たちを支援するのは、大変やりがいがあり、素晴らしい経験をさせていただきました。

そして、委員会活動や勉強会にとどまらず、懇親会等の場合も含め、他会から赴任してきた私にも分け隔てなく接してくださる高知弁護士会の懐の深さには、本当に感謝の気持ちでいっぱいです。高知に赴任して良かったと心の底から思います。

4. おわりに

私が須崎市に赴任したのは、弁護士2年目が始まったばかりの時期でした。取り扱う事件も、事務所経営も、初めての出来事の連続でした。駆け出しの私が高知で何かやってくることができたのは、養成時代にお世話になった先輩方のご助言や、異なる地域で頑張る同期と悩みを分かち合い、励まし合うことを通じて、周囲の皆様を支えていただいたからこそであると感じております。

須崎ひまわり基金法律事務所で執務させていただき、幅広い事件を経験できたことと、高知の方々の温かさに触れたことは、私にとって、かけがえのない財産となりました。

会員の皆様におかれましては、ぜひ、今後とも、ひまわり基金法律事務所へのご支援ご協力をお願いいたします。そして、ひまわり基金法律事務所への赴任をお考えの方がいるのであれば、絶対に後悔はしませんので、前向きに応募を考えていただけますと幸いです。